

人権大会プレシンポジウム 戦後80年企画

# 日本の近代を振り返る ～1925年、35年、45年の地 点から～

1

加藤陽子（東京大学大学院人文社会系研究科）

本日の講演  
の骨子

---

1、戦後80年「談話」と戦後70年談話

---

2、歴史を振り返る意味

---

3、憲法、国務大臣、帝国議会

---

4、戦前期日本の着地点

# 1、戦後80年「談話」と 戦後70年談話

- ✓ 石破茂総理大臣は、なぜ、戦後80年「談話」を発出したかと考えたのか
- ✓ 第二次安倍晋三内閣の戦後70年談話（2015年8月14日）の内容は



# 70年談話に欠けていたもの

- ✓ 「世界恐慌が発生し、欧米諸国が、植民地経済を巻き込んだ、経済のブロック化を進めると、日本経済は大きな打撃を受けました」（第4連前半） ←1920年代～30年代の英、仏、日の対植民地輸出。35年に仏国を抜き、38年に英國を実額で抜く。20年代の日は英の1/3。参考、堀和生『東アジア資本主義史論』I、217頁
- ✓ 「その中で日本は、孤立感を深め、外交的、経済的な行き詰まりを、力の行使によって解決しようと試みました。**国内の政治システムは、その歯止めたりえなかつた。**こうして日本は、世界の大勢を見失っていきました」（第4連後段） ←何故かの考察なし

## 2、歴史を振り返る意味

### ✓夏目漱石の場合、1911年時の慨嘆

「歴史は過去を振返つた時始めて生まれるものである。悲しいかな今の吾等は刻々に押し流されて、瞬時も〔中略〕吾等が歩んで来た道を顧みる暇を有たない。吾等の過去は存在せざる過去の如くに、未来の為に躊躇せられつゝある。吾等は歴史を有せざる成り上りものゝ如くに、たゞ前へ前へと押されて行く」

『定本 漱石全集』第16巻（岩波書店、2019年）





# 未来を創造する

✓野呂栄太郎の場合、1932年6月

「日本資本主義成立の歴史を顧み、その矛盾に満ちた発展の諸特質を究めることは、それゆえに、日本資本主義が当面せる諸問題の根本的解決の道を見出すべき鍵である。本講座はこの鍵を提供せんとするものである。〔中略〕われわれの期するところは歴史の解釈ではなくしてその変革である。歴史を変革するとは、過去の歴史的事実を改変することではなくして、未来の歴史を創造することである」～『日本資本主義発達史講座』趣意書



7

## 3、憲法、大臣、議会

- ✓ 大日本帝国憲法とその注釈書『憲法義解』の執筆者・井上毅
- ✓ 議会の法律（37条）と予算（64条）への協賛権、国務大臣の輔弼（55条）

参照、坂本一登「解説 井上毅と明治憲法—『憲法義解』成立前後」、伊藤博文著、宮沢俊義校註『憲法義解』（岩波文庫）

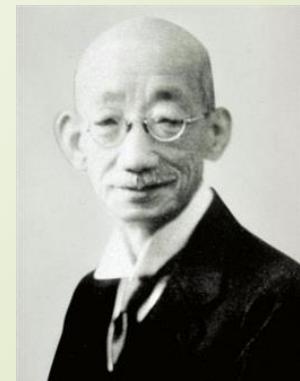
# 新しい井上毅像

- ✓ 卓抜な批評性～「十万の精兵を引て無人の野に行くに均し」  
←1881年4月、福沢系の交詢社の「私擬憲法」を見ての反応  
参照、坂野潤治「「明治デモクラシー」と「立憲在民論」」、坂野ほか編『憲政の政治学』（東京大学出版会、2006年）
- ✓ 井上と伊藤博文の「奮闘」を見る立場
- ✓ 議会の予算議定権について～ロエスラー案と摺り合わせた夏島草案を批判。議会の権限は制限しない方向とする。予算不成立の場合の天皇の最終的裁決は否定される
- ✓ 「今我が国に於て又此の如き立憲の主義に背ける専制の旧態を哀惜せんとならば、何を苦しんで立憲政体を設けらるか」

# 1935年、天皇機関説事件

## (1) 帝国議会における美濃部達吉への批判

✓ 2月27日、衆議院予算委員会での江藤源九郎（1879-1957、陸士卒、日露戦争従軍、少将で予備役、衆議院議員）の質問  
大日本帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」の解釈を質す～「〔開戦というときに〕国民が、いや今度は戦なんか出来ないと言って、此詔勅に対して非議論難しても宜い」のか



# 巧妙に仕組まれた質疑

## (2) 帝国議会における美濃部達吉への批判

- ✓ 3月8日、貴族院本会議での井上清純（1880-1962、海兵卒、大佐で予備役、男爵、貴族院議員）の質問
- ✓ 軍人勅諭（1882年、明治15年）に示された精神と明治憲法の機関説的解釈の間には齟齬があるがどうか
- ✓ 教育勅語（1890年、明治23年）に示された精神と機関説的解釈の間には齟齬があるがどうか



# 第三条をめぐる対立

✓ 美濃部の説明～『憲法講話』（有斐閣、1912年）の説明→天皇に全く政治責任がないことを示した条文、無答責についての条文、この原則は今日すべての君主国で認められていると解説。憲法制定過程においても、ドイツ人顧問口ウエスレルによって井上毅草案に加えられた条文であり、伊東巳代治も「此規定は各國の憲法に之を掲げ、殊に澳國憲法は此一句を其の儘」載せているとする→西欧直輸入のもの

# 軍の解釈

- ✓ 1935年4月15日、陸軍省調査班「大日本帝国憲法の解釈に関する見解」を作成。この当時の陸軍省軍事調査部長は皇道派の山下奉文
- ✓ 「生成発展し行く国民の総ての生活の中心として仰ぎ奉るのが即ち天皇」であり、「此を中心たる天皇に対し奉る国民信念の盛衰は、また直ちに我が国運の消長」に最も強く関係するもの。その上で、憲法第三条は「**国体の眞髓**を一言の裡に表明せるもの」

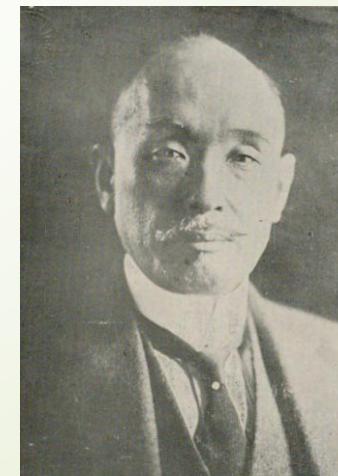
# 司法当局が問題とした箇所

- ✓ 美濃部『逐条 憲法精義』の帝国議会と国務大臣についての記述を問題とする←当局いわく「大衆をして**皇室の尊厳**を冒涜するが如く誤解せしむる字句が少なくない」
- ✓ 『逐条 憲法精義』の帝国議会説明→「帝国議会は国民の代表者として国の統治に参与するものにして、天皇の機関として天皇よりその機能を与えられ居るものにあらず、随つて原則としては議会は天皇に対して完全なる独立の地位を有し、天皇の命令に服するものにあらず」（179頁）
- ✓ 『逐条 憲法精義』の国務大臣説明→「国務大臣の進言に基かずして単独に大権を行はせらるゝことは憲法上不可能なり」（512頁）

参照、「最近の国内情勢天皇機関説問題に対する司法当局の態度」（JACAR Ref.B13080957700）。

# 政治的な背景と帰結

- ✓ 陸軍部内の派閥対立激化を回避するため、天皇機関説を争点化する。枢密院副議長・**平沼騏一郎**の腹案
- ✓ 美濃部の師匠にあたる一木喜徳郎枢密院議長の辞職、天皇周辺の宮中側近からリベラルな人々を取り除く契機。**牧野伸顕**内大臣の辞職（在任1925～35年）、**鈴木貫太郎**侍従長（在任1929～36年）は1936年の二・二六事件で重症



# 美濃部達吉の洞察

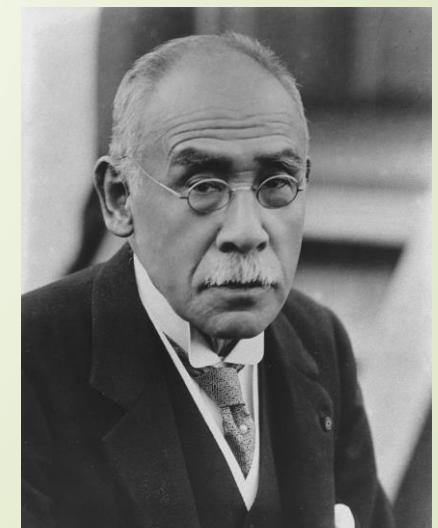
- ✓ 『逐条 憲法精義』（有斐閣、1927年）4～5頁
- ✓ 「著者の見解に依れば、国体の觀念は、わが帝国が開闢以来萬世一系の皇統を上に戴いて居ることの歴史的事実と、わが国民が皇室に対して世界に比類なき崇敬忠順の感情を有することの倫理的事実とを示す觀念であつて、現在の憲法的制度を示すものではない。国体を理由として、現在の憲法的制度に於ける君權の万能を主張するが如きは、全然憲法の精神を誤るものである。殊に君主の大權は常に官僚の輔翼に依つて行はるゝのであるから、国体を理由とする君權説の主張は、其の結果に於ては、常に官僚的專制政治の主張に歸するもので、是がわが従来の憲法学説に累せる最も大なる原因である」

## 4、戦前期日本の着地点

### (1) 1925年、治安維持法

- ✓ 成立当時の政府は、加藤高明・護憲三派（立憲政友会、憲政会、革新俱楽部）→政党内閣は「自信」
- ✓ 法制局が準備した草案 第1条

「罰金以上の刑を科せらるべき行為に依り憲法上の統治組織又は納税義務、兵役義務若は私有財産の制度を変革することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は三年以下の禁錮に処す」



# 治安維持法、改正とその帰結、1928年

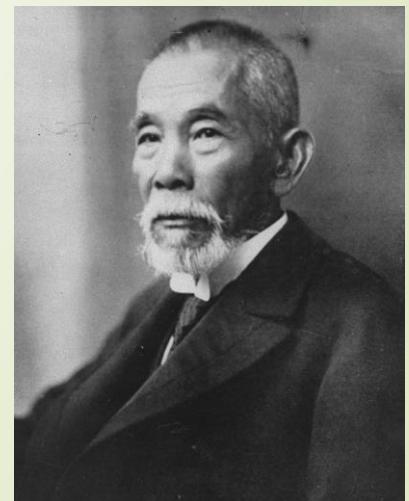
- ✓ 田中義一内閣（政友会与党）1928年2月20日、初の男子普通選挙法適用（1925年）の第16回総選挙で、実質的敗北
- ✓ 政友会217名、民政党（憲政会の後継）216名、**無産諸派8名**（労働農民党2、日本労農党1、社会民衆党4、その他1）



三・一五事件（共産党員全国大検挙）  
→ 6月29日、第55議会審議末了後  
→ 緊急勅令【天皇の命令】によって法律  
「改正」

## (2) 1932年の衝撃 内にテロ外に侵略

- ✓ 1月28日 第一次上海事変 (外)
- ✓ 2月9日 井上準之助前蔵相射殺さる、血盟団事件 (内)
- ✓ 3月5日 団琢磨三井合名理事長射殺さる、血盟団事件 (内)
- ✓ 5月15日 犬養毅首相射殺さる、五・一五事件 (内)



### (3) 元老・宮中勢力による選択

- ✓ 1932年3月1日、「五か条の誓文」に比すべき詔書を、内大臣秘書官・木戸幸一らが済発の準備
- ✓ 内なるテロ、外なる戦争（上海事変）の同時多発の裏面には→青年将校ほか、天皇の弟宮・秩父宮による、憲法停止、天皇親政待望論あり。「昭和天皇実録」1932年6月20日条
- ✓ 1932年7月11日、昭和天皇は陸軍士官学校の卒業式に出席できず
- ✓ 元老西園寺公望、内大臣牧野伸顕は、天皇の発意による、上海事変への対応を議するための御前会議の開催を認めない、五・一五事件海軍側公判の求刑内容（叛乱罪、首魁3名死刑）を維持できず。本来は海相・次官・軍務局長・法務局長で確認したものだつたが。新しい「軍人勅諭」の読み方。社会からの同情
- ✓ 「天皇制」の安定のために、対外、対内政策の点で妥協

# おわりにか えて

- 
- 1、議会（予算・法律）の重さ←国民からの輿望に  
よって支えられるはず→「既成勢力」批判
  - 2、天皇機関説事件の意味
  - 3、財政の民主化の問題→特別会計、臨時軍事  
費、軍事費の内実不明
  - 4、徴兵制の軍隊が国内に在ることの意味
  - 5、天皇と軍隊と国民の関係